

※本リリースは、当社が米国東部時間 2025 年 5 月 7 日付で開示したプレスリリースの英語原文を抄訳したものです。なお、英語の原文と翻訳内容に齟齬がある場合には原文が優先します。

2025 年 5 月 7 日

ご関係者各位

当社 ADS の NASDAQ Capital Market からの非上場化及び米国 SEC からの登録解除の予定に関するお知らせ

株式会社シーラテクノロジーズ（以下、「当社」といいます。）は、2025 年 5 月 7 日付けの取締役会において、当社の米国預託証券（以下、「当社 ADS」といいます。）の NASDAQ Capital Market（以下、「NASDAQ」といいます。）からの非上場化及び米国 SEC（以下、「SEC」といいます。）からの登録解除の申請を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

また、NASDAQ には、当社 ADS の任意の非上場化を行う意思を伝達しております。

非上場化及び登録解除に関する予定は以下の通りです。

#### 1. 非上場化を行う理由

当社は、企業としての透明性の確保および信頼性の強化を図るとともに、事業拡大や企業価値の持続的な成長を目指すべく米国資本市場における資金調達を含む多様な機会を追求するため、2023 年 3 月に当社 ADS を NASDAQ に上場いたしました。上場以降は、米国証券取引法に基づく開示義務の遵守、公正かつ妥当と認められている米国会計基準（U.S GAAP）に準拠した財務諸表の作成、ならびにサーベンス・オクスリー法に基づき必要とされる内部統制の整備等を通じて、株主および投資家の皆様に対する適時かつ適切な情報開示を継続してまいりました。

しかしながら、NASDAQ 上場の維持および米国証券法に基づく報告義務の遵守に伴う潜在的コストをはじめとする諸般の事情を総合的に勘案した結果、当社は 2024 年 12 月 2 日付けで、株式会社クミカ（以下、「クミカ社」）と経営統合を目的とし、クミカ社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換契約（以下、「本株式交換契約」）を締結いたしました。本

株式交換契約に基づき、2025年6月1日（日本時間）をもってクミカ社が当社の完全親会社となるとともに、当社は任意にNASDAQにおけるADSの上場を廃止し、併せてSECへの報告義務に係る登録解除の申請を行うことを決定いたしました。今後は、当該経営統合による経営資源の最適配分により、財務及び人的資源をより一層、当社の事業成長に集中させてまいります。

当社は、NASDAQに対する上場廃止の通知後、おおむね12日後にSECに対して、Form 25を提出する予定です。当該Form 25の提出は、当社がNASDAQ市場における当社ADSの上場を終了し、非上場会社となる旨の正式な意図表示に該当するものです。なお、当該上場廃止の効力はForm 25の提出日から10日後に発生する予定です。

## 2. 非上場化の効果

当社ADSの非上場化後、当社の普通株式及び当社ADSはいかなる取引所にも上場されないこととなります。

当社ADSの非上場化後、株式交換の効力発生日である2025年6月1日（日本時間）に当社の全株式を保有することになるクミカ社の株式は、東京証券取引所に引き続き上場維持される予定です。また、クミカ社は同日付で「株式会社シーラホールディングス」に商号変更いたします。

## 3. 非上場化及び関連事項のスケジュール（特記がない限り米国東部時間）

2025年2月28日	当社ADSの預託銀行であるThe Bank of New York Mellonから当社ADSの所有者に対する当社ADSに係る預託契約の終了に関する通知
2025年5月7日	NASDAQに対する任意の非上場化の通知 本リリースに係るForm 6-KのSECへの提出
2025年5月19日（予定）	NASDAQからの非上場化のためのForm 25のSECへの提出
2025年5月29日（予定）	NASDAQからの非上場化の効力発生、

	預託銀行との預託契約の終了の効力発生 (当社 ADS プログラムの終了)
2025 年 6 月 1 日 (日本時間・予定)	クミカ社 (商号変更後は株式会社シーラホールディングス。以下同じ。) との株式交換の効力発生
2025 年 6 月 2 日 (予定)	米国証券法による SEC への Form 15 の提出 米国証券法による開示義務の停止

上記スケジュール (効力発生予定日を含む) は、当社が SEC から登録解除に反対する意向や審査期間の延長の通知を受領した場合及びその他の理由により変更となる場合があります。

#### 4. 非上場化、登録解除後の予定

年次報告書 (Form 20-F) の提出義務をはじめとする、米国証券法に基づく当社の開示義務は 2025 年 6 月 2 日に停止される予定です。

当社 ADS プログラムも NASDAQ からの非上場化及び SEC への登録解除の申請に伴い 2025 年 5 月 29 日に終了する予定です。当社 ADS 保有者からのご質問は、下記の The Bank of New York Mellon の連絡先までお問い合わせ下さい。

当社 ADS プログラムの終了後、預託銀行に預託されている当社の普通株式は、株式交換契約及び預託契約に従い決済され当社 ADS 保有者の選択により、当社 ADS の保有数量に応じてクミカ社の株式またはクミカ社株式の売却代金が当社 ADS 保有者に交付される予定です。

#### 5. 将来予想に関する記述

このプレスリリースに含まれる特定の記述は、信念、期待、意図を表明するもの、および歴史的事実の記述ではないものを含め、「将来予想に関する記述」です。これらの将来予想に関する記述には、当社の可能性のあるまたは想定される将来の事業実績、財務状況、事業戦略および計画、市場機会、競争地位、業界環境、および潜在的な成長機会に関する予測および見込みが含まれる場

合があります。場合により、将来の見通しに関する記述は、「かもしれない」、「だろう」、「するはず」、「信じる」、「期待する」、「あり得る」、「意図する」、「計画する」、「予想する」、「見積もる」、「継続する」、「予測する」、「企画する」、「将来性」、「目標」、「目的」などの用語や、将来の出来事や結果の不確実性を伝えるその他の言葉によって識別できることがあります。また、将来の見通しに関する記述は、戦略、計画、または意図に関する検討でも識別できます。これらの将来予想に関する記述は、当社の現在の予想と将来の出来事に関する想定に基づいています。当社経営陣はこれらの期待と予測が妥当であると考えていますが、将来予想に関する記述は未発生 of 事柄に関するものであるため、本質的に、重大な状況や競合的、経済的、規制上の、及びその他のリスク、不測の事態や不確実性の影響を受けるもので、予測困難であり、当社の管理が及ばないものです。これらおよびその他の重要な要因（とりわけ、米国証券取引委員会にフォーム 20-F で提出された 2024 年 12 月 31 日終了会計年度の最新の年次報告書の「リスク要因」、「事業および財務のレビューと見通し」、および「事業概要」の見出しの下で説明されている要因を含む）により、当社の実際の結果、業績または成果が、この年次報告書の将来予想に関する記述によって明示または暗示された将来の結果、業績または成果と大幅に異なる可能性があります。実際の結果が、本プレスリリースの将来予想に関する記述によって明示または暗示されたものと大幅に異なる可能性のある要因には、当社の収益、費用、およびその他の営業成績に関する予想が含まれます。

## 6. 当社 ADS に対するお問い合わせ先

預託銀行: The Bank of New York Mellon (United States) Depository Receipts

電話 : +1 888 269 2377 (USA toll-free number)

+1 201 680 6825 (International number)

(月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 (米国東部時間) まで)

ウェブサイト: [www.adrbny.com](http://www.adrbny.com)

電子メール: [shrrelations@cpushareownerservices.com](mailto:shrrelations@cpushareownerservices.com)

日本にお住まいの投資家のお問い合わせ先:

シーラテクノロジーズ株式取扱事務局

電話: 03-4560-0656

ウェブサイト: <https://syla-tech.jp/en/ir>

電子メール: [legal@syla.jp](mailto:legal@syla.jp)

以上